

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置 (国税11)(法人税:義)(所得税、登録免許税、消費税:外) (地方税9)(法人住民税、法人事業税:義)(不動産取得税、住民税(利子割)、地方消費税:外)
2	要望の内容	<p>割賦販売法(以下「割販法」という。)に基づく許可事業者である冠婚葬祭互助会(以下「互助会」という。)の会員の権利保護を強化すべく、経営危機に至った互助会及び当該互助会を救済する(会員との契約に係る前受金及び役務提供の義務を引き継ぐこと)互助会に対して資金支援を行い、ひいては救済される互助会の会員保護を図ることを目的として、新設を検討している互助会加入者保護機構(仮称)(以下「機構」という。)について、非課税法人等とする措置を講じる(法人税法別表第2、所得税法別表第1、消費税法別表第3)。</p> <p>また、機構が上記業務を行うための基金を拡充するために、互助会事業者が負担する負担金の損金算入を認める措置を講じる(租税特別措置法施行令第39条の22第2項)。</p> <p>当該機構または機構が設立する受皿会社が会員の権利を保護するに際して、互助会が有する不動産(いわゆる葬儀会館等)や互助会が割販法上保全義務を課されている供託金を取得することが想定されるところ、これらの取得にかかる登録免許税の非課税措置を講じる。</p> <p>当該機構については、地方税法第72条の5第1項第5号に追加し法人事業税を非課税とする措置を講じる。また、当該機構又は機構が設立する受皿会社が、会員の権利を保護するに際して、冠婚葬祭互助会が有する不動産(いわゆる葬儀会館等)を取得することが想定されるところ、この不動産取得に係る不動産取得税を非課税とする措置を講じる(地方税法第73条の7第1項追加指定及び当該取得は土地の譲渡に該当しないとする規定の新設(割賦販売法での措置を想定))。</p>
3	担当部局	経済産業省 商務流通保安グループ 商取引監督課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>互助会とは、割販法に定める前払式特定取引に該当する、冠婚葬祭に係る役務等を提供する事業者であり、法に基づく許可事業者。加入者から60～120回程度に分けて、毎月3000円～5000円程度の前受金の支払いを受け、冠婚葬祭が必要になった際に、儀式に必要な役務物品の一部を提供(いわゆる「施行」)する。</p> <p>前述のとおり、役務の提供を受ける前に加入者から金銭の支払いを受けるため、割賦販売法において、支払いを受けた金銭の50%を保全する義務(法務局への現金等の供託又は指定受託機関(互助会保証株式会社及び銀行等)による供託委託契約による)が課されている。しかし、保全が50%にとどまることや保険や預金と異なり金銭を返</p>

			<p>還するより冠婚葬祭の施行を提供する方が加入者の意向に沿う場合もあることから、互助会からの負担金により基金を造成し、互助会の経営悪化時に加入者の権利保護を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>近年、会員契約の増加に伴う前受金残高の伸び率が頭打ちとなる中で、過去の過大な施行施設等への投資負担から、財務面で経営に行き詰まる互助会が生じることが懸念される。</p> <p>従来、互助会が経営不振となった場合には、近隣の互助会が加入者と関係する負債を引き受け、加入者の権利を保護してきたが、(破綻に至った場合、法が義務付ける保全割合である前受金残高の50%を超える分に関する会員の権利が保護できないケースが多い)業界全体としての伸びが見込みにくくなる中、引受けによる権利保護は今後、限界を迎えるおそれが強い。</p> <p>こうした厳しい状況のなか、機構を割販法上に位置づけ、同機構による加入者保護の強化を図る。具体的には、①互助会に対し、同機構に加入し負担金を納付することを義務付け、②機構は負担金をもとに基金を造成、互助会が破綻した場合において、加入者の権利を保護(他社への契約移転、施行を希望する加入者へ役務物品の提供(機構を通じた他社への取次)及び返金を希望する加入者への返金)する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 保安・安全</p> <p>6-3 商取引安全</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。 ・互助会契約の急激な契約解除が生じると解除に伴う資金流出により、経営状況に問題のない互助会も破綻するおそれがあるところ、権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>現在、年間数件程度の破綻・引受対応が行われており、今後、更に増加するおそれがある。当該機構の設立により、互助会破綻時においても他の事業者により同等の役務等を提供することが可能となり、加入者の保護が図られる。また、加入者は既に支払った金額について保護を受けられることから、安心して契約を継続することが可能となり、結果的に契約の解除に伴う資金流出による経営破綻を防止することにつながる。(加入者も所期の役務を受けられる。)</p>
8	有効性等	① 適用数等	互助会加入者保護機構(仮称) 互助会
		② 減収額	<p>国税 ▲2, 232 百万円</p> <p>地方税 初年度 ▲1, 946 百万円</p> <p>平年度 ▲947 百万円</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度以降)</p> <p>互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度以降)</p> <p>・互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p> <p>・互助会契約の急激な契約解除が生じると解除に伴う資金流出により、経営状況に問題のない互助会も破綻するおそれがあるところ、権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>上述のとおり、今後は業界全体の需要が縮小していくことが見込まれ、経営不振に陥る事業者が増加していくことが予想される。業界主導による契約者保護の取組にも限界が生じ、これまで、業界により事実上、保護されてきた加入者の権利が毀損される事態が生じかねない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>機構が、冠婚葬祭互助協会が有する資産の一部を取得することが想定されること、税制における優遇措置をとることで、消費者保護という本来の目的を達成するための新制度への柔軟な移行を図るとともに、加入者に対して効率的な運用益な配分を行う。所要の税制措置が講ぜられなければ、機構が加入者の権利を十分保護できないことにより、互助会事業者の深刻な経営不振を招き、却って消費者被害への対応に大きな負担が生じたり、経営状況に問題のない事業者からの税込減を減じたりすることにもなりかねない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、加入者の権利保護のみを事業内容とする機構について、国税にあつては法人税、所得税等、権利保護に係る事業に関する非課税措置等、地方税にあつては法人住民税、事業税等、権利保護に係る事業に関する非課税措置等を講じるものであり、必要最小限なものとなっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	互助会事業者は各地方において冠婚葬祭を提供する役割を果たしており、互助会事業者の破綻等が生じれば、当該互助会の営業圏において、消費者トラブルが生じるおそれが強い。加入者の権利保護を通じ、消費者トラブルを防ぐこと自身が地方公共団体における消費者保護に資することはもちろん、地方公共団体におけるトラブルへ対策等の負担を減少させることにもつながる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—